



SAPICA

# ポイント付与率変更のお知らせ

日頃よりSAPICAをご利用いただき誠にありがとうございます。  
今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、地下鉄・バス・市電の  
運送収入等が著しく減少していることを受け、今後の公共交通を維持  
する観点から**2022年10月1日(土) 始発よりSAPICAのポイント  
付与率を3%に変更いたします**のでお知らせします。



地下鉄・バス・市電  
全てに適用されます

## 2022年10月1日(土) 始発より

下記のとおりポイント付与率を変更させていただきます。

2022年9月30日(金)  
最終便まで

10%



2022年10月1日(土)  
始発より

3%

※貯まったポイントはポイント付与率変更後も変わらずご利用いただけます。  
※1ポイント未満の付与ポイントは切り捨てとなります。

セイコーマート・サツドラでのお買い物で貯まるポイントには変更ありません。

SAPICAに関するお問い合わせ | **011-210-3156** SAPICAコールセンター  
[10:00~18:00(日曜日・祝日・年末年始を除く)]



一般財団法人  
札幌市交通事業振興公社



## ポイント付与率変更に伴い以下の規程類を改定いたします。

### ●札幌ICカード乗車券取扱規程 第18条(交通利用ポイント)第1項

| 改定前(平成29年9月1日施行)   | 改定後(令和4年10月1日施行)  |
|--|---|
| <p>第18条 札幌圏ICカードを使用して高速電車で乗車する場合であって、当該札幌圏ICカードに係るSFを使用したときは、当該SFの使用金額に応じて交通利用ポイント(以下「ポイント」という。)を付与し、当該札幌圏ICカードにこれを記録する。この場合において、ポイントは、SFの使用金額の<b>1割</b>に相当する金額を、1円当たり1ポイントに換算して付与するものとする。</p> | <p>第18条 札幌圏ICカードを使用して高速電車で乗車する場合であって、当該札幌圏ICカードに係るSFを使用したときは、当該SFの使用金額に応じて交通利用ポイント(以下「ポイント」という。)を付与し、当該札幌圏ICカードにこれを記録する。この場合において、ポイントは、SFの使用金額の<b>3分</b>に相当する金額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、1円当たり1ポイントに換算して付与するものとする。</p> |

### ●一般財団法人札幌市交通事業振興公社ICカード取扱規則 第14条(交通利用ポイント)第1項

| 改定前(令和2年4月1日施行)   | 改定後(令和4年10月1日施行)   |
|---|--|
| <p>第14条 第2条第1項第1号のICSFカードを所持する者が、路面電車乗車のために当該ICSFカードを使用する場合であって、当該ICSFカードに係るSFを使用したときは、当該SFの使用金額に応じて交通利用ポイント(以下「ポイント」という。)を付与し、当該ICSFカードにこれを記録する。この場合において、ポイントは、SFの使用金額の<b>1割</b>に相当する金額を、1円当たり1ポイントに換算して付与するものとする。</p> | <p>第14条 第2条第1項第1号のICSFカードを所持する者が、路面電車乗車のために当該ICSFカードを使用する場合であって、当該ICSFカードに係るSFを使用したときは、当該SFの使用金額に応じて交通利用ポイント(以下「ポイント」という。)を付与し、当該ICSFカードにこれを記録する。この場合において、ポイントは、SFの使用金額の<b>3分</b>に相当する金額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、1円当たり1ポイントに換算して付与するものとする。</p> |

### ●ICカード取扱規則(バス) 第15条(交通利用ポイント)第1項

| 改定前(平成26年2月20日施行)   | 改定後(令和4年10月1日施行)   |
|---|--|
| <p>第15条 第2条第1項第1号のICSFカードを所持する者が、バス乗車のために当該ICSFカードを使用する場合であって、当該ICSFカードに係るSFを使用したときは、当該SFの使用金額に応じて交通利用ポイント(以下「ポイント」という。)を付与し、当該ICSFカードにこれを記録する。この場合において、ポイントは、SFの使用金額の<b>1割</b>に相当する金額を、1円当たり1ポイントに換算して付与するものとする。</p> | <p>第15条 第2条第1項第1号のICSFカードを所持する者が、バス乗車のために当該ICSFカードを使用する場合であって、当該ICSFカードに係るSFを使用したときは、当該SFの使用金額に応じて交通利用ポイント(以下「ポイント」という。)を付与し、当該ICSFカードにこれを記録する。この場合において、ポイントは、SFの使用金額の<b>3分</b>に相当する金額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、1円当たり1ポイントに換算して付与するものとする。</p> |